

北部大阪都市計画特別用途地区の変更（豊中市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別用途地区（工業保全地区）	約 8.2 ha	
合計	約 8.2 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

住工混在を未然に防止し、事業所の安定した操業環境を確保するため、本案のとおり特別用途地区（工業保全地区）を変更するものである。